

医薬品情報担当者各位

医薬品情報活動の取り決めについて

当院では、医薬品情報活動において、アポイントを必須とさせていただくことになりました。つきましては、院内において下記の訪問ルールに従って活動を行ってください。違反が見られた場合は訪問禁止等の処置をとります

1. アポイントなしで医薬品情報活動を行う事を禁止します

- ・原則、アポイントなしで、病院内に立ち入らないこと
- ・アポイントの際に指定された場所で待機すること
(但し、医局内や患者さま用待合イスに座っての待機は禁止)
- ・患者さまの迷惑にならないよう配慮すること
- ・アポイントの時間は、19時以降にならないよう配慮すること
- ・至急の案件がある場合は薬剤部長（欠勤時はその代理）に相談すること

2. 訪問時のお願い

- ・新規訪問メーカーは、薬剤部長に訪問許可届を提出すること
- ・必ずメールや電話等でアポイントを取ること
- ・在院時間はアポイントの時間に従うこと
- ・来院・退院時には薬剤部の訪問記録に必ず記載し、会社の名刺等、名札になるようなものを着用すること
- ・担当交代時には、担当交代届を提出すること

3. 医薬品情報活動の範囲

- ・当院採用医薬品
- ・事前に宣伝許可を得たもの
新薬については原則発売後とします
- ・医師・薬剤師から依頼を受けたもの（薬剤部長に報告して下さい）

なるべく患者さまの目にふれない場所での活動をお願いします
院内訪問ルールを必ず厳守して下さい

以上